

平成22年12月27日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 竹村景子 殿

国立大学法人大阪大学  
総務部長 後藤宏平



平成22年12月2日付け申入れに対する回答

これまでも縷々ご説明しているとおり、旧大阪外国語大学と旧大阪大学の統合にあたっては、その人事制度について「原則、大阪大学の人事制度に合わせることを基本理念とし、調整が必要となる事項は、経過措置を検討する」ことが確認されております。

このこと、及び同様のキャリアを有する者について、ある一定期間の所属の違いのみにより、退職手当額に差が生じることには合理性がないことから、旧大阪外国語大学から大阪大学に身分を承継された教員（以下「旧外大承継教員」という。）の方々の退職手当については、第2期中期計画期間終了後、その取扱いを統一することとしたものです。

その結果、旧外大承継教員に支給される退職手当については、統合後8年半にも及ぶ経過措置期間を設けることとなります。

このように、旧外大承継教員への退職手当支給の取扱いについては、大学として高度な必要性及び合理的理由に基づいて判断した結果であり、これを撤回する考えはありません。

次に、ご存じのとおり、労働基準法は労働者の国籍による差別的扱いを禁止しております。このため、本学では、外国人教師等については新たな雇用はせず、これを特任教員（常勤）等として雇用することとしております。

また、このような法の趣旨に照らして、外国籍であることを理由に帰国旅費等を支給することは妥当性を欠くと大学としては考えておりますので、その旨ご理解願います。

さらに、繰り返しご説明しているとおり、非常勤職員の時間給については、各種手当等を含めた年収ベースで地域相場等との比較を行い、社会情勢や大学の財務状況等を勘案しつつ、職務給として、金額を決定し、その支給を行っているところです。

なお、統合前から引き続き雇用されている非常勤職員の方々には、激変緩和

のため、統合に当たりその時点での通勤手当相当分（課税相当分を含む）を含めて、時間給のランクを決定し措置しております（これは、統合前の大阪大学において、平成17年度からの事務系非常勤職員への職務給制度導入に際してとられた方策と同様です。）。

このため、貴組合からの要求には応じることができません。

最後に、これも繰り返しご説明していることですが、大学の構内交通規制については、大学の施設管理権を明確化し、大学構内における交通の安全及び教育研究の環境保全を図ることを目的として、「大阪大学構内交通規制実施規程」を定め、車両による入構制限等を実施しております。

これは大学全体に共通する規程であり、これを箕面地区にも適用することは、統合前の平成19年9月21日に開催された大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会においても了承されております。

これらを受け、箕面地区においても、吹田地区及び豊中地区と同様、入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車の特許を受けた教職員等にも、原因者負担の観点から、これを負担していただくこととしており、箕面地区のみを特別扱いする考えはありません。

また、病院の患者に対し駐車料金を無料にしていることについては、患者サービスの観点から実施しているものであり、次元が異なる問題であると考えます。

よって、貴組合からの要求には応じることができません。

以上、お含みの上、ご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

以上